

☆保護者・地域の皆様へ☆

山形県の公立学校では 『働き方改革』 に取り組んでいます。

山形県公立学校の教職員の勤務の状況

教職員の長時間勤務が常態化しています。

「過労死ライン」の目安となる時間外在校等時間が、月 80 時間を超えている教職員は、令和元年度と比較して減少傾向にあるものの、中学校、高等学校は依然として 50 人以上もいます（R3 下期）。

| | 高等学校 | 特別支援学校 | 中学校 | 小学校 |
|---------------|-------------|----------|-------------|-----------|
| R3 下期（10月～3月） | 71人（3.7%） | 0人 | 55人（2.4%） | 7人（0.1%） |
| R3 上期（4月～9月） | 174人（9.2%） | 0人 | 147人（6.4%） | 11人（0.3%） |
| R2 下期（10月～3月） | 83人（4.2%） | 0人 | 95人（4.2%） | 16人（0.4%） |
| R2 上期（6月～9月） | 111人（5.7%） | 0人 | 132人（5.8%） | 24人（0.6%） |
| R1（10月） | 441人（23.4%） | 2人（0.2%） | 445人（22.1%） | 87人（2.6%） |

主な時間外の要因は、部活動指導、授業準備、校務分掌業務です。

外部人材の配置

部活動
指導員

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）

教職員の部活動指導の負担軽減

授業準備に専念できる環境づくり

また、勤務時間中に休憩時間がとれないことが課題です。

・地域学校協働活動のスクールボランティアとして、給食と清掃の見守り活動を実施。ボランティアが見守りをしている間に、教員が「休憩時間」を確保。

地域・保護者の皆様からご協力をいただいたことで、休憩時間確保につながりました！

裏面に続きます。

目指す教員の働き方

時間外在校等時間が月 45 時間・年 360 時間を超えない、働き方を目指しています。

→「令和4年度末までに、月 80 時間超の教職員 0 人」を目指します。

始業前の時間も含めて、定められた勤務時間の他に毎日 2 時間ずつ仕事をすると、時間外在校等時間は月 45 時間となります。(1 日 2 時間×月平均労働日数 21.7 日÷1 月あたり 45 時間)

なお、山形県教育委員会規則において時間外在校等時間が 45 時間を超える月は年に 6 回までとなっています。

学校の働き方改革の推進にあたっての諸課題

- 授業時数の見直しも含めて、勤務時間内に「授業準備」「校務分掌」に取り組む時間の確保。
- 学校で集める「集金」について、外部委託等を含め検討。
- 勤務時間外の電話対応は原則行わず、留守番電話や緊急メール等による対応。
- デジタル技術を活用した、学校・保護者間の欠席連絡やアンケート調査等のペーパーレス化。【県立高等学校では、令和4年度から実施中】
- 複数顧問体制が取れるよう部活動数を適正に保ち、交代制で行う部活動指導。
- PTA 行事や会議等の平日開催。
- 男性育休等、休暇を取得しやすい環境の整備。

上記の課題については、すでに取り組んでいる学校もあります。

またこの他にも、学校の働き方改革のために、様々な工夫により積極的に取り組んでいる事例もあります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和4年11月山形県教育委員会

山形県教育委員会の詳しい取り組み等はこちらをご覧ください。

山形県ホームページ

《教職員の働き方改革に向けた取組み》

・働き方改革プラン

山形県公立学校における働き方改革プラン(第I期)

山形県公立学校における働き方改革オンライン会議

山形県公立学校教員の在校等時間調査結果

